



2024年2月7日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 嶋田 泰夫
(コード番号 9042 東証プライム)
問合せ先 グループ経営企画室 広報部長 北川愛子
(TEL. 06-6373-5092)

株式報酬制度の継続に伴う追加拠出に関するお知らせ

当社は、当社の代表取締役並びに当社子会社である阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)及び阪急阪神不動産(株)（以下、当社とあわせて「対象会社」という。）の常勤の取締役及び執行役員等（国内非居住者等を除く。以下、当社の対象者とあわせて「対象取締役等」という。）に対して、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを利用した株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しており、本年8月に、信託期間を3年間延長して本制度を継続することとしております。

今般、本制度の継続に伴い、B I P信託への金銭の追加拠出の実施等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 追加拠出について

対象会社は、対象取締役等を対象に、2023年3月31日で終了する事業年度までを対象として本制度を導入しておりましたが、信託期間を3年間延長して本制度を継続するとともに、継続後の本制度における対象取締役等に対する株式報酬の原資となる金銭の追加拠出を行うことといたしました。

2. 本制度の概要について

本制度において採用するB I P信託とは、役位等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付及び給付（以下「交付等」という。）する制度です。

【信託契約の内容】

- | | |
|--------------------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦延長後の信託期間 | 2023年9月1日～2026年8月31日 |
| ⑧議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑨取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑩信託に拠出する金員の
上限額 | 3,010百万円（うち当社分の上限額1,320百万円）
※信託報酬及び信託費用を含む。 |
| ⑪株式の取得時期 | 2024年2月14日～2024年2月29日（予定） |
| ⑫株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金
を控除した信託費用準備金相当の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上